

## 国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領

### 1 国立公園及び国定公園の候補地の選定

国立公園及び国定公園の候補地は、全国的な観点から検討を行い、以下の要件を満たす地域を選定する。

#### (1) 第1要件 景観

##### ①国立公園の景観

偉大さ、雄大さ、美しさ、原生性、希少性、特殊性、固有性及び地学的現象の劇的性のいずれか又は複数の観点から、同一の風景型式中、我が国の風景を代表するとともに、傑出した自然の風景を有する地域。

##### ②国定公園の景観

我が国の風景を代表し、国立公園に準じて傑出性が高い自然の風景を有する地域又は優れた自然の風景地であり、広域からの多人数による利用に供するために保護し、利用を促進することが適当である地域。

##### ③候補地の考え方

候補地の選定に当たっては、自然の風景地を景観の特徴により風景型式に分類し、その形式が支配する景観区を決定する。傑出性の高い景観の特徴を簡潔に表現する主題を設定し、その主題と関連性の深い景観要素を決定するとともに、その主題と景観要素を考慮して、景観区の基本区域を決定し、候補地とする。また、基本区域の外側に優れた自然の風景地等がある場合は、付加区域として候補地に選定することができる。風景型式の例は別紙のとおりとする。

候補地は、原則として一つの景観区から構成されるものとするが、二つ以上の景観区が隣接し、かつ、利用上緊密な一連の関係が存在するとともに、両者の景観の傑出性、規模等に係る評価が近似する場合には、二つ以上の景観区をあわせて、一つの候補地とすることができる。

#### (2) 第2要件 規模

##### ①国立公園の候補地

原則として約3万ヘクタール以上の区域面積（海域を含む。以下同じ。）を有すること。ただし、海岸又は島しょ（本土（本州、北海道、四国及び九州）以外の島をいう。以下同じ。）を主体とする候補地にあつては、原則として約1万ヘクタール以上の区域面積を有すること。

## ②国定公園の候補地

原則として約1万ヘクタール以上の区域面積を有すること。ただし、海岸又は島しょを主体とする候補地にあつては、原則として約3,000ヘクタール以上の区域面積を有すること。

## (3) 第3要件 自然性

### ①国立公園の候補地

原生的な景観核心地域が原則として約2,000ヘクタール以上の区域面積を有すること。ただし、海岸を主体とする候補地にあつては、景観核心地域となる海岸線が原則として約20キロメートル以上の延長、島しょを主体とする候補地にあつては景観核心地域が原則として約1,000ヘクタール以上の区域面積を有すること。

### ②国定公園の候補地

原生的な景観核心地域が原則として約1,000ヘクタール以上の区域面積を有すること。ただし、海岸を主体とする候補地にあつては、景観核心地域となる海岸線が原則として約10キロメートル以上の延長、島しょを主体とする候補地にあつては景観核心地域が原則として約500ヘクタール以上の区域面積を有すること。

## (4) 第4要件 利用

候補地への到達の利便性若しくはその収容力又は利用の多様性若しくはは特殊性からみて、多人数による利用が可能であること。

## (5) 第5要件 地域社会との共存

候補地について、国立公園又は国定公園として保護及び利用することについて地域社会の理解が得られること。

## (6) 第6要件 全国的な配置

国立公園の候補地及び国定公園の候補地のうち国立公園に準じて傑出性が高い自然の風景を有する地域については、全国的な配置は考慮しない。

国定公園の候補地のうち、優れた自然の風景地であり、広域からの多人数による利用に供するために保護し、利用を促進することが適当である地域については、全国的に配置の適正を図る。

## 2 国立公園及び国定公園の指定

### (1) 指定区域の考え方

国立公園及び国定公園の指定区域は、基本区域の多くを含むように努める。また、付加区域には、公園において想定される利用形態を明確にした上で、公園利用を行うために必要となる区域を含めるように努めるとともに、基本区域における良好な景観及び風致を維持するために関連性の深い区域であり、景観及び風致を保護する上で緩衝地帯となる区域を含めるように努める。

## (2) 指定作業

国立公園及び国定公園の指定に当たっては、「国立公園及び国定公園の調査要領」(平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305172 号自然環境局長通知)を参考にして、必要な調査を行うとともに、「国立公園の公園計画作成要領」、「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領」及び「国立公園の区域図及び公園計画図作成要領」(平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305173 号自然環境局長通知)に従って指定書及び公園計画書を作成し、区域を指定及び公園計画を決定する。その際、「国立公園の公園計画等の見直し要領について」(平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305174 号自然環境局長通知)に準拠して作業を行う。

(別紙)

国立公園及び国定公園を対象とした風景型式の例

国立公園及び国定公園の対象となる自然の風景地は広範囲に及ぶことから、大規模な地形区分及び生態系を対象として区分し、比較的小規模な地形、地質、日本列島の形成史、生態系の種類等を考慮したうえで風景型式を決定する。以下に、国立公園及び国定公園を対象とした風景型式を例示するが、風景の形式分類は自然環境及び社会環境の変化、新たな知見の集積等の理由により変化することが想定されるものである。

大規模な地形区分		風景型式の例	
山地	火山	孤峰	火山性孤峰：成層火山、火山岩尖、溶岩円頂丘、火山砕屑丘、寄生火山、爆裂火口
		連峰	火山性連峰：成層火山、火山岩尖、溶岩円頂丘、火山砕屑丘、寄生火山、火口群、爆裂火口
		群峰	火山性群峰：成層火山、火山岩尖、溶岩円頂丘、火山砕屑丘、寄生火山、火口群、爆裂火口
		カルデラ	カルデラ（カルデラ壁及びカルデラ原を含む）
	非火山	孤峰	非火山性孤峰：深成岩主体、堆積岩主体、カール
		連峰	非火山性連峰：深成岩主体、堆積岩主体、カール
		群峰	非火山性群峰：深成岩主体、堆積岩主体、カール
高原	火山	火山性高原：メサ、ビュート	
	非火山	非火山性高原：メサ、ビュート	
湖沼		湖沼：火口湖群、カルデラ湖、火山原湖、堰止湖、断層湖、潟湖	
河川	峡谷	峡谷：深成岩主体、堆積岩主体、穿入蛇行	
	自然河川	自然河川：自由蛇行	
湿地		高層湿原、中間湿原、低層湿原	
カルスト地形		カルスト台地	
海岸	リアス式海岸	リアス式海岸：鋸歯状、樹枝状	
	海食海岸	海食崖	
	砂浜・砂州・砂嘴	砂浜、砂州、砂嘴、砂丘	
	海成段丘	海成段丘、サンゴ礁段丘	
半島		半島：深成岩主体、堆積岩主体、火山岩主体	
島しょ	多島海	内海多島海、外海多島海	

	列島・孤島	列島、孤島
海域	湾	湾
	サンゴ礁	サンゴ礁、礁湖
	干潟	前浜干潟、河口域干潟

生態系	風景形式の例
陸域	自然林生態系（北方針葉樹林、北方針広混交林、夏緑樹林、夏緑樹林（日本海側型）、夏緑樹林（太平洋側型）、照葉樹林、亜熱帯林、亜熱帯林（海洋島型））、自然草原生態系、自然海岸生態系、島しょ生態系
陸水域	河川生態系、湖沼生態系、湿地生態系
海域	サンゴ礁生態系、干潟生態系
その他	固有種が集中して分布している地域、日本列島の地形地質の形成史を反映した特徴的な生態系が成立している地域、多様な生態系が複合的に一体となって豊かな風景を形成している地域